



島根県報

平成24年7月24日（火）

第2,412号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	5
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	5
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	5
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 がい 福 祉 課)	5
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	(")	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	6
公有水面埋立免許の出願	(河 川 課)	7

【公 告】

肥料の登録	(食料安全推進課)	13
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗承継の届出	(中 小 企 業 課)	13
採石業務管理者試験の実施	(河 川 課)	14

【人委告示】

平成24年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施		15
平成24年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施		19
平成24年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施		22

告 示

島根県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
つづ内科循環器	江津市都野津町2363-38	平成24年7月2日
竹田歯科医院	浜田市周布町イ434-1	平成24年5月14日
ジオ薬局 春日店	松江市春日町365-2	平成24年7月1日
ジオ薬局 南田町店	松江市南田町145-18	平成24年7月1日
セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成24年7月1日
山崎薬局	大田市大田町大田口928	平成24年7月1日
つづ薬局	江津市都野津町2363-12	平成24年7月1日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地の3	平成24年7月2日

島根県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
益田市	益田市常盤町1番1号	介護老人保健施設	益田市立介護老人保健施設くさき苑	益田市遠田町1956番地8	平成24年4月1日
デイサービス二子株式会社	松江市八束町二子1025番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 二子	松江市八束町二子1025番地1	平成24年7月1日
株式会社 ユニティー	松江市玉湯町湯町190番地1	居宅介護支援	心暖居宅介護支援事業所	松江市玉湯町湯町190番地1	平成24年6月29日
デイサービス二子株式会社	松江市八束町二子1025番地1	通所介護	デイサービス二子	松江市八束町二子1025番地1	平成24年7月1日
デイサービス二子株式会社	松江市八束町二子1025番地1	介護予防通所介護	デイサービス二子	松江市八束町二子1025番地1	平成24年7月1日
株式会社 ユニティー	松江市玉湯町湯町190番地1	訪問介護	ヘルパーステーション心暖	松江市玉湯町湯町190番地1	平成24年6月29日
株式会社 ユニティー	松江市玉湯町湯町190番地1	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション心暖	松江市玉湯町湯町190番地1	平成24年6月29日
株式会社 アミ	松江市宍道町佐々布2130	小規模多機能	小規模多機能型	雲南市大東町中湯石82番	平成24年6月12日

一ゴ島根	ー 1	型居宅介護	居宅介護事業所	地	日
			大東ゆりさわ		
竹田 岳史	浜田市周布町イ434ー1	居宅療養管理 指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ434ー1	平成24年 5月14 日
竹田 岳史	浜田市周布町イ434ー1	介護予防居宅 療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ434ー1	平成24年 5月14 日
クオール株式会 社	東京都港区虎ノ門四丁 目3番1号城山トラス トタワー37階	居宅療養管理 指導	ジオ薬局 春日 店	松江市春日町365ー2	平成24年 7月1 日
クオール株式会 社	東京都港区虎ノ門四丁 目3番1号城山トラス トタワー37階	介護予防居宅 療養管理指導	ジオ薬局 春日 店	松江市春日町365ー2	平成24年 7月1 日
クオール株式会 社	東京都港区虎ノ門四丁 目3番1号城山トラス トタワー37階	居宅療養管理 指導	ジオ薬局 南田 町店	松江市南田町145ー18	平成24年 7月1 日
クオール株式会 社	東京都港区虎ノ門四丁 目3番1号城山トラス トタワー37階	介護予防居宅 療養管理指導	ジオ薬局 南田 町店	松江市南田町145ー18	平成24年 7月1 日
クオール株式会 社	東京都港区虎ノ門四丁 目3番1号城山トラス トタワー37階	居宅療養管理 指導	セラ薬局 ポエ ム店	松江市東津田町1198ー6	平成24年 7月1 日
クオール株式会 社	東京都港区虎ノ門四丁 目3番1号城山トラス トタワー37階	介護予防居宅 療養管理指導	セラ薬局 ポエ ム店	松江市東津田町1198ー6	平成24年 7月1 日

島根県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
竹田歯科医院	浜田市周布町イー434ー1	平成24年 5月14日
ジオ薬局 春日店	松江市春日町365ー2	平成24年 7月1日
ジオ薬局 南田町店	松江市南田町145ー18	平成24年 7月1日
セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198ー6	平成24年 7月1日
有限会社 山崎薬局	大田市大田町大田口928	平成24年 7月1日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町353番2	平成24年 7月2日

島根県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社団法人益田市医師会	益田市遠田町1917番地2	介護老人保健施設	益田市立介護老人保健施設くにさき苑	益田市遠田町1956番地8	平成24年3月31日
竹田進	浜田市周布町イ-434-1	居宅療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ-434-1	平成24年5月14日
竹田進	浜田市周布町イ-434-1	介護予防居宅療養管理指導	竹田歯科医院	浜田市周布町イ-434-1	平成24年5月14日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	居宅療養管理指導	ジオ薬局春日店	松江市春日町365-2	平成24年7月1日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	介護予防居宅療養管理指導	ジオ薬局春日店	松江市春日町365-2	平成24年7月1日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	居宅療養管理指導	ジオ薬局南田町店	松江市南田町145-18	平成24年7月1日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	介護予防居宅療養管理指導	ジオ薬局南田町店	松江市南田町145-18	平成24年7月1日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	居宅療養管理指導	セラ薬局ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成24年7月1日
ティオーファーマシー株式会社	香川県高松市宮脇町1丁目1番23号	介護予防居宅療養管理指導	セラ薬局ポエム店	松江市東津田町1198-6	平成24年7月1日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成24年5月31日
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	介護予防訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成24年5月31日
株式会社ウエルネス湖北	松江市西津田2丁目8番20号	居宅療養管理指導	ウエルネス薬局橋南店	松江市西津田7丁目11-14	平成24年4月1日
株式会社ウエルネス湖北	松江市西津田2丁目8番20号	介護予防居宅療養管理指導	ウエルネス薬局橋南店	松江市西津田7丁目11-14	平成24年4月1日

島根県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
漢方松江女性クリニック・m i o	漢方女性クリニック・m i o	松江市朝日町498	平成24年7月1日

島根県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションやつか	松江市八束町波入614-5	松江市八束町波入607-1	平成12年12月5日

島根県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所			変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
医療法人社団 吉祥会	松江市八束町波入607-1	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーションやつか	松江市八束町波入614-5	松江市八束町波入607-1	平成12年12月5日

島根県告示第452号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
飯南町立来島診療所	飯石郡飯南町野萱1826-2	精神通院医療	平成24年7月1日

セラ薬局 ポエム店	松江市東津田町1198-6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年7月1日
ジオ薬局 南田町店	松江市南田町145-18	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年7月1日
ジオ薬局 春日店	松江市春日町365-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年7月1日
山崎薬局	大田市大田町大田口928	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年7月1日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町355-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年7月2日

島根県告示第453号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
漢方松江女性クリニック・mio	漢方女性クリニック・mio	松江市朝日町498 松江センタービル2F	精神通院医療	平成24年7月1日

島根県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンコー玉湯店 松江市玉湯町湯町74番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社 江角保商店 代表取締役 江角 公久 島根県松江市本庄町4番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) 丸合玉湯店

(変更後) シンコー玉湯店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 株式会社丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

(変更後) 有限会社 江角保商店 代表取締役 江角 公久 島根県松江市本庄町4番地

(4) 変更の年月日

平成24年6月29日

2 届出年月日

平成24年7月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第455号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があつたので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

小浜地区

島根県松江市美保関町福浦295番3から同町福浦1176番2を経て同町福浦284番1に至る間の主要地方道境美保関線地先公有水面

玉井地区

島根県松江市美保関町福浦217番1から同町福浦217番2を経て同町福浦187番1に至る間の主要地方道境美保関線地先公有水面

イ 区域

小浜地区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と49の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から109度47分09秒、
2,212.03メートルの地点
- 2の地点 1の地点から78度41分24秒、0.62メートルの地点
- 3の地点 2の地点から41度18分08秒、48.43メートルの地点
- 4の地点 3の地点から41度29分06秒、26.78メートルの地点
- 5の地点 4の地点から45度24分11秒、9.95メートルの地点
- 6の地点 5の地点から49度40分10秒、9.69メートルの地点
- 7の地点 6の地点から54度20分55秒、8.19メートルの地点
- 8の地点 7の地点から57度02分04秒、7.22メートルの地点
- 9の地点 8の地点から59度42分29秒、8.81メートルの地点
- 10の地点 9の地点から65度20分46秒、6.24メートルの地点
- 11の地点 10の地点から66度37分36秒、6.03メートルの地点
- 12の地点 11の地点から68度37分46秒、50.63メートルの地点
- 13の地点 12の地点から72度09分53秒、8.13メートルの地点
- 14の地点 13の地点から74度19分54秒、6.17メートルの地点
- 15の地点 14の地点から78度31分09秒、4.86メートルの地点
- 16の地点 15の地点から80度00分52秒、0.74メートルの地点
- 17の地点 16の地点から168度43分56秒、3.48メートルの地点
- 18の地点 17の地点から258度16分10秒、2.59メートルの地点
- 19の地点 18の地点から256度56分01秒、4.97メートルの地点
- 20の地点 19の地点から255度08分55秒、4.89メートルの地点
- 21の地点 20の地点から252度55分55秒、7.54メートルの地点
- 22の地点 21の地点から250度23分20秒、6.67メートルの地点
- 23の地点 22の地点から248度27分42秒、4.08メートルの地点
- 24の地点 23の地点から247度43分45秒、9.25メートルの地点
- 25の地点 24の地点から247度44分59秒、2.09メートルの地点
- 26の地点 25の地点から247度43分46秒、7.91メートルの地点
- 27の地点 26の地点から247度43分28秒、2.09メートルの地点
- 28の地点 27の地点から247度43分46秒、7.91メートルの地点
- 29の地点 28の地点から247度43分59秒、5.76メートルの地点
- 30の地点 29の地点から246度48分16秒、5.08メートルの地点
- 31の地点 30の地点から245度02分29秒、4.69メートルの地点
- 32の地点 31の地点から243度22分19秒、4.48メートルの地点
- 33の地点 32の地点から242度18分08秒、1.63メートルの地点
- 34の地点 33の地点から241度04分41秒、4.91メートルの地点
- 35の地点 34の地点から239度25分49秒、4.21メートルの地点
- 36の地点 35の地点から238度03分50秒、3.33メートルの地点

37の地点 36の地点から236度51分16秒、3.36メートルの地点
38の地点 37の地点から235度38分39秒、3.37メートルの地点
39の地点 38の地点から234度06分08秒、5.03メートルの地点
40の地点 39の地点から232度22分13秒、4.63メートルの地点
41の地点 40の地点から230度42分28秒、4.44メートルの地点
42の地点 41の地点から228度58分00秒、5.19メートルの地点
43の地点 42の地点から227度16分41秒、4.13メートルの地点
44の地点 43の地点から225度19分15秒、6.69メートルの地点
45の地点 44の地点から222度44分57秒、8.21メートルの地点
46の地点 45の地点から221度07分04秒、10.85メートルの地点
47の地点 46の地点から221度06分57秒、10.00メートルの地点
48の地点 47の地点から221度06分57秒、20.00メートルの地点
49の地点 48の地点から221度07分04秒、20.00メートルの地点
玉井地区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と40の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から100度49分11秒、
2,687.23メートルの地点
- 2の地点 1の地点から79度48分04秒、1.74メートルの地点
- 3の地点 2の地点から73度02分39秒、10.24メートルの地点
- 4の地点 3の地点から68度53分53秒、8.17メートルの地点
- 5の地点 4の地点から63度15分42秒、11.23メートルの地点
- 6の地点 5の地点から148度55分35秒、0.89メートルの地点
- 7の地点 6の地点から55度34分49秒、19.73メートルの地点
- 8の地点 7の地点から329度34分36秒、0.96メートルの地点
- 9の地点 8の地点から54度37分10秒、45.59メートルの地点
- 10の地点 9の地点から56度25分54秒、1.96メートルの地点
- 11の地点 10の地点から150度40分27秒、4.72メートルの地点
- 12の地点 11の地点から240度20分58秒、1.89メートルの地点
- 13の地点 12の地点から239度43分12秒、1.91メートルの地点
- 14の地点 13の地点から239度13分48秒、0.96メートルの地点
- 15の地点 14の地点から238度33分59秒、2.68メートルの地点
- 16の地点 15の地点から237度43分09秒、2.40メートルの地点
- 17の地点 16の地点から236度52分53秒、2.28メートルの地点
- 18の地点 17の地点から236度02分04秒、2.65メートルの地点
- 19の地点 18の地点から235度11分11秒、2.24メートルの地点
- 20の地点 19の地点から234度25分20秒、2.99メートルの地点
- 21の地点 20の地点から234度21分42秒、17.02メートルの地点
- 22の地点 21の地点から234度21分19秒、2.98メートルの地点
- 23の地点 22の地点から234度21分35秒、7.01メートルの地点
- 24の地点 23の地点から234度22分50秒、10.00メートルの地点
- 25の地点 24の地点から234度17分13秒、3.46メートルの地点
- 26の地点 25の地点から235度33分14秒、3.41メートルの地点

- 27の地点 26の地点から238度00分23秒、3.65メートルの地点
 28の地点 27の地点から240度37分57秒、3.82メートルの地点
 29の地点 28の地点から243度02分08秒、3.08メートルの地点
 30の地点 29の地点から245度19分12秒、3.45メートルの地点
 31の地点 30の地点から247度16分27秒、2.12メートルの地点
 32の地点 31の地点から248度32分47秒、1.62メートルの地点
 33の地点 32の地点から249度51分56秒、2.07メートルの地点
 34の地点 33の地点から251度11分26秒、1.69メートルの地点
 35の地点 34の地点から252度30分20秒、2.12メートルの地点
 36の地点 35の地点から254度12分14秒、2.74メートルの地点
 37の地点 36の地点から256度09分14秒、2.85メートルの地点
 38の地点 37の地点から258度00分56秒、2.43メートルの地点
 39の地点 38の地点から260度00分50秒、3.33メートルの地点
 40の地点 39の地点から261度10分41秒、1.15メートルの地点

ウ 面積

小浜地区

642.35平方メートル

玉井地区

377.14平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

小浜地区

島根県松江市美保関町福浦295番3から同町福浦1176番2を経て同町福浦242番1に至る間の主要地方道境美保関線地先公有水面

玉井地区

島根県松江市美保関町福浦218番1から同町福浦217番2を経て同町福浦130番2に至る間の主要地方道境美保関線地先公有水面

イ 区域

小浜地区

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から110度36分35秒、
2,203.41メートルの地点

イの地点 アの地点から117度41分51秒、10.82メートルの地点

ウの地点 イの地点から202度46分21秒、3.18メートルの地点

エの地点 ウの地点から211度42分37秒、1.79メートルの地点

オの地点 エの地点から218度54分34秒、1.51メートルの地点

カの地点 オの地点から83度49分02秒、10.00メートルの地点

キの地点 カの地点から43度08分04秒、29.82メートルの地点

クの地点 キの地点から41度17分39秒、20.05メートルの地点

ケの地点 クの地点から39度55分00秒、20.00メートルの地点

コの地点 ケの地点から41度53分13秒、10.12メートルの地点

サの地点 コの地点から46度12分56秒、10.00メートルの地点

シの地点 サの地点から50度29分37秒、10.00メートルの地点
 スの地点 シの地点から54度46分00秒、10.00メートルの地点
 セの地点 スの地点から59度02分28秒、10.00メートルの地点
 ソの地点 セの地点から63度19分20秒、10.00メートルの地点
 タの地点 ソの地点から67度39分14秒、10.00メートルの地点
 チの地点 タの地点から68度44分21秒、10.00メートルの地点
 ツの地点 チの地点から67度55分02秒、20.00メートルの地点
 テの地点 ツの地点から67度18分25秒、10.00メートルの地点
 トの地点 テの地点から71度04分13秒、10.00メートルの地点
 ナの地点 トの地点から74度06分56秒、2.97メートルの地点
 ニの地点 ナの地点から77度11分03秒、10.00メートルの地点
 ヌの地点 ニの地点から81度52分58秒、10.00メートルの地点
 ネの地点 ヌの地点から27度39分33秒、10.00メートルの地点
 ノの地点 ネの地点から269度57分53秒、6.48メートルの地点
 ハの地点 ノの地点から354度57分40秒、11.04メートルの地点
 ヒの地点 ハの地点から261度49分23秒、5.20メートルの地点
 フの地点 ヒの地点から259度41分14秒、5.20メートルの地点
 への地点 フの地点から257度33分49秒、5.20メートルの地点
 ホの地点 への地点から256度08分17秒、10.28メートルの地点
 マの地点 ホの地点から250度44分45秒、10.04メートルの地点
 ミの地点 マの地点から248度36分08秒、10.17メートルの地点
 ムの地点 ミの地点から247度31分52秒、20.17メートルの地点
 メの地点 ムの地点から247度59分19秒、18.95メートルの地点
 モの地点 メの地点から244度48分58秒、11.24メートルの地点
 ヤの地点 モの地点から240度18分56秒、9.99メートルの地点
 イ'の地点 ヤの地点から236度04分10秒、9.98メートルの地点
 ユの地点 イ'の地点から233度29分30秒、10.05メートルの地点
 エの地点 ユの地点から229度08分54秒、10.05メートルの地点
 ヨの地点 エの地点から225度22分38秒、4.30メートルの地点
 ラの地点 ヨの地点から222度49分55秒、8.19メートルの地点
 リの地点 ラの地点から221度08分21秒、8.17メートルの地点
 ルの地点 リの地点から221度00分08秒、10.00メートルの地点
 レの地点 ルの地点から220度56分42秒、10.00メートルの地点
 ロの地点 レの地点から221度15分51秒、20.00メートルの地点
 ワの地点 ロの地点から221度32分39秒、19.99メートルの地点
 玉井地区

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 高尾山一等三角点（北緯35度33分36.1991秒、東経133度14分23.2366秒）から100度06分43秒、
 2,674.89メートルの地点

イの地点 アの地点から171度11分54秒、2.59メートルの地点
 ウの地点 イの地点から164度52分27秒、5.98メートルの地点
 エの地点 ウの地点から268度19分00秒、2.32メートルの地点

オの地点 エの地点から269度18分51秒、6.68メートルの地点
カの地点 オの地点から124度32分08秒、15.00メートルの地点
キの地点 カの地点から86度58分04秒、10.00メートルの地点
クの地点 キの地点から80度45分49秒、10.00メートルの地点
ケの地点 クの地点から74度33分01秒、10.00メートルの地点
コの地点 ケの地点から68度20分43秒、10.00メートルの地点
サの地点 コの地点から62度07分40秒、10.00メートルの地点
シの地点 サの地点から55度15分22秒、10.00メートルの地点
スの地点 シの地点から52度42分01秒、10.00メートルの地点
セの地点 スの地点から54度59分16秒、10.00メートルの地点
ソの地点 セの地点から52度42分38秒、20.00メートルの地点
タの地点 ソの地点から58度14分56秒、10.00メートルの地点
チの地点 タの地点から60度08分11秒、10.00メートルの地点
ツの地点 チの地点から54度09分52秒、10.00メートルの地点
テの地点 ツの地点から80度02分14秒、10.00メートルの地点
トの地点 テの地点から103度58分50秒、10.00メートルの地点
ナの地点 トの地点から11度23分10秒、5.00メートルの地点
ニの地点 ナの地点から331度35分04秒、0.85メートルの地点
ヌの地点 ニの地点から279度15分34秒、5.94メートルの地点
ネの地点 ヌの地点から25度26分28秒、3.81メートルの地点
ノの地点 ネの地点から358度20分36秒、11.93メートルの地点
ハの地点 ノの地点から269度51分54秒、2.55メートルの地点
ヒの地点 ハの地点から265度28分20秒、5.21メートルの地点
フの地点 ヒの地点から261度18分44秒、5.22メートルの地点
への地点 フの地点から257度03分23秒、5.23メートルの地点
ホの地点 への地点から252度09分15秒、5.05メートルの地点
マの地点 ホの地点から248度01分56秒、5.05メートルの地点
ミの地点 マの地点から244度09分35秒、5.02メートルの地点
ムの地点 ミの地点から240度56分19秒、5.02メートルの地点
メの地点 ムの地点から236度36分58秒、6.70メートルの地点
モの地点 メの地点から235度03分27秒、6.84メートルの地点
ヤの地点 モの地点から234度14分14秒、6.86メートルの地点
イ'の地点 ヤの地点から234度26分54秒、20.06メートルの地点
ユの地点 イ'の地点から234度21分01秒、9.99メートルの地点
エの地点 ユの地点から234度14分55秒、10.00メートルの地点
ヨの地点 エの地点から238度06分42秒、6.74メートルの地点
ラの地点 ヨの地点から241度13分15秒、6.73メートルの地点
リの地点 ラの地点から247度09分40秒、5.98メートルの地点
ルの地点 リの地点から248度12分24秒、5.30メートルの地点
レの地点 ルの地点から249度43分29秒、3.49メートルの地点
ロの地点 レの地点から250度39分23秒、5.14メートルの地点
ワの地点 ロの地点から255度39分59秒、5.14メートルの地点

ヲの地点 ヲの地点から258度25分37秒、9.78メートルの地点

ウ 面積

小浜地区

4,370.73平方メートル

玉井地区

3,025.90平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

平成24年6月22日

5 縦覧場所

島根県土木部河川課及び松江市役所

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登録有効 期限
平成24年6 月28日	島肥登第 407号	魚かす粉末	魚かす粉末 (魚粉)	窒素全量 8.5 りん酸全量 5.0	公定規格のと おり	椿原商店 島根県江津市渡津町482- 3	平成30年 6月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンコー玉湯店 松江市玉湯町湯町74番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社 江角保商店 代表取締役 江角 公久 島根県松江市本庄町4番地

3 承継の年月日

平成24年6月29日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

株式会社 丸合 代表取締役 梅林 哲朗 鳥取県米子市東福原六丁目12番40号

5 承継の理由

売買による所有権移転のため

6 承継に係る店舗面積

1,407平方メートル

7 縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成24年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成24年10月12日（金）午前10時から正午まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。
（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は社団法人島根県採石協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成24年9月3日（月）から同月18日（火）まで

なお、郵送の場合は、平成24年9月18日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、平成24年10月29日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-5499）に照会すること。

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第4号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成24年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験を次のとおり実施する。

平成24年 7 月 24 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成24年 7 月 30 日（月）～ 8 月 31 日（金）

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、8 月 31 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8 月 29 日（水）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高 校 卒 業 程 度	一般事務	2名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	総合土木	2名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画、土地改良、農地防災等に関する調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
	学校事務A (出雲地区)	11名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務A (石見地区)	3名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務A (隠岐地区)	1名	島根県教育庁隠岐教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (出雲地区)	5名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (石見地区)	1名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (隠岐地区)	1名	島根県教育庁隠岐教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	警察事務	2名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事
資 格 免 許 職	司 書	3名	県立図書館又は県立学校等に勤務し、図書館運営の専門的業務に従事
	臨床検査技師	1名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	作業療法士	1名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	精神保健福祉士	1名	
	診療放射線技師	1名	
	歯科衛生士	1名	
	栄 養 士	1名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事

保 健 師	3名
-------	----

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類	試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
高校卒業程度	一般事務、総合土木、学校事務B及び警察事務	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
	学校事務A	昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
資格免許職	司 書	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成25年3月末までに当該資格を取得する見込みのもの
	臨床検査技師	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成25年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
	作業療法士	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士の免許を有するもの又は平成25年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
	精神保健福祉士	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の免許を有するもの又は平成25年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
	診療放射線技師	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成25年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
	歯科衛生士	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、歯科衛生士の免許を有するもの又は平成25年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
	栄 養 士	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、栄養士の免許を有するもの又は平成25年3月末までに当該免許を取得する見込みのもの
	保 健 師	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成25年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「一般事務」、「総合土木」及び「警察事務」のみ。）
 イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
-----	-----	----------	---------

第1次試験	平成24年9月23日(日) 受付時間 8:30~9:00	松江市	くにびきメッセ (松江市学園南)	9月28日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9:30~15:00	浜田市	いわみーる (浜田市野原町)	
第2次試験	平成24年10月14日(日) ~17日(水)のうち指定する日	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	11月16日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	高校卒業程度	一般事務、学校事務A、学校事務B及び警察事	教養試験 (300点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(高校卒業程度)
		総合土木	教養試験 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(高校卒業程度)
			専門試験 (150点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
	資格免許職	全試験区分	教養試験 (120点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(短大卒業程度)
			専門試験 (180点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
第2次試験	高校卒業程度及び資格免許職	面接試験 (500点)	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出)
		作文試験 (200点)	作文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
		適性検査	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学及び土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、農業土木施工
司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学含む)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む)、臨床化学(生化学を含む)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む)
作業療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む)、臨床医学大要(人間発達学を含む)、作業療法

精神保健福祉士	精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学
歯科衛生士	解剖学、生理学、病理学、微生物学・薬理学、口腔衛生学、衛生学・公衆衛生学、栄養指導、歯科臨床大要、歯科予防処置、歯科診療補助、保健指導等
栄養士	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
保健師	公衆衛生看護学、疫学・保健統計、保健福祉行政論

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分毎に採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成24年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額
高校卒業程度	高校卒	18歳	137,816円
司書	短大2卒	20歳	150,309円
臨床検査技師 作業療法士 診療放射線技師	短大3卒	21歳	164,277円
精神保健福祉士	大学卒	22歳	164,179円
歯科衛生士 栄養士	短大2卒	20歳	153,457円
保健師	大学卒	22歳	195,067円

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成24年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成24年7月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成24年7月30日（月）～8月31日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、8月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月29日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	17名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たる。
女性	4名	
武道	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	ア 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成3年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者
武道	次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和61年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成3年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者 ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党

その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成24年9月16日(日) 受付時間 8:30~9:00 試験時間 9:30~17:00(予定)	松	島根県職員会館 (松江市内中原町) 又は島根県民会館 (松江市殿町)	10月5日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事 委員会事務局ホームページに合格者の受験番号 を掲示するほか、合格者に通知する。
		浜 田 市	島根県立浜田高等学校 (浜田市黒川町)	
第 2 次 試 験	平成24年10月27日(土) ~11月1日(木)	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	11月16日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事 委員会事務局ホームページに合格者の受験番号 を掲示するほか、合格者に通知する。

※採用区分「男性」と「武道」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容	
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験。(大学卒業程度)	
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。	
	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 	
	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 	

第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験。 ①課題技を与える基本技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能
	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接。 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験。
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査。
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査。（健康診断書の提出）

※試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成24年4月1日現在、大学卒22歳で月額193,985円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成24年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成24年7月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成24年7月30日（月）～8月31日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。郵送による場合は、8月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月29日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	14名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	3名	
武道	2名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

採用区分	年 齢 ・ 学 歴 ・ 資 格 等
男性 女性	ア 昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成25年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。
武道	次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者及び平成25年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、平成25年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成24年9月16日（日） 受付時間 8：30～9：00	松 江 市 又は島根県民会館 （松江市殿町）	10月5日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9：30～17：00（予定）		

		田市	(浜田市黒川町)	
第2次試験	平成24年10月27日(土)～11月1日(木)	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	11月16日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

※採用区分「男性」と「武道」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験。(高校卒業程度)
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。
	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	女	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね155センチメートル以上 ・体重 おおむね45キログラム以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査。 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
特技加 点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道及び剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加算する。	
第2次試験	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかをみる目的での個別面接。 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験。
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査。

	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査。(健康診断書の提出)
--	------	-----------------------------------

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定 (英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定 (国連英検)	D級以上
	柔道 初段以上 (講道館認定)	
	剣道 初段以上 (全日本剣道連盟認定)	
確認方法	対象特技を証明する書類 (合格証書・段位証書) の原本とその写し (A4判) を第1次試験受付時に提出する。 次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容															
第 1 次 試 験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験。(高校卒業程度)															
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px;">男</td> <td>・身長 おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・体重 おおむね47キログラム以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">性</td> <td>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> </table>	男	・身長 おおむね160センチメートル以上		・体重 おおむね47キログラム以上		・胸囲 おおむね78センチメートル以上		・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上		・色覚 職務遂行に支障がないこと。	性	・聴力 職務遂行に支障がないこと。		・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。	
男	・身長 おおむね160センチメートル以上																
	・体重 おおむね47キログラム以上																
	・胸囲 おおむね78センチメートル以上																
	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上																
	・色覚 職務遂行に支障がないこと。																
性	・聴力 職務遂行に支障がないこと。																
	・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。																
	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。																
第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官 (武道) として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験。 ①課題技を与える基本的技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能															
	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接。 (事前に自己紹介書を提出)															
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験。															
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査。															
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査。(健康診断書の提出)															

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 上記3の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、10月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成24年4月1日現在、高校卒18歳で月額162,015円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。